

○厚生労働省令第 号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第 号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の五第一号中「附則第十一条の三」を「附則第十一条の二」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第十一条の二を削り、附則第十一条の三を附則第十一条の二とする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の五を次のように改める。

第五十一条の五 削除

第五十一条の六の二第一項の表中「指定知的障害児施設に通う者」を「指定知的障害児施設等に通う者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

（郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令の一部改正）

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第五条中「旧郵便貯金」の下に「（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）」を加える。

（障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第四十二条の四第三項に規定する率の算定方法） 第六十四条の五 令第四十二条の四第三項に規定する率の算定については、次の各号に掲げる額を、当該各号に掲げる額の合計額で除すものとする。</p> <p>一 支給決定障害者（令第四十二条の四第一項に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十一条の二において同じ。）が同一の月に受けた指定療養介護医療（令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療をいう。次号において同じ。）（食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。）及び生活療養（同項第二号に規定する生活療養をいう。次号において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p> <p>二 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第六条 削除</p>	<p>（令第四十二条の四第三項に規定する率の算定方法） 第六十四条の五 令第四十二条の四第三項に規定する率の算定については、次の各号に掲げる額を、当該各号に掲げる額の合計額で除すものとする。</p> <p>一 支給決定障害者（令第四十二条の四第一項に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十一条の三において同じ。）が同一の月に受けた指定療養介護医療（令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療をいう。次号において同じ。）（食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。）及び生活療養（同項第二号に規定する生活療養をいう。次号において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p> <p>二 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（令附則第十一条に規定する厚生労働省令で定める要件） 第六条 令附則第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ 当該支給決定障害者等が所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。）（以下この条において「現金等」と総称する。）の合計額として市町村が認めた額が、五百万円以</p>

下であること。

ロ 当該支給決定障害者等が所有する現金等の合計額が五百万円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十各号に規定する財産その他これに準ずるものとして市町村が認めたもの（次項において「障害者非課税信託等」という。）を控除して得た額として市町村が認めた額が、五百万円以下であること。

二 当該支給決定障害者等が、その扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。）がその居住の用に供する家屋又は土地以外に令附則第十一条第一項の規定を適用することが社会通念上適切でない認められる資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。
2 令附則第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一 次のいずれかに該当していること。

イ 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（当該世帯（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の生計を主として維持する者に限る。以下この項において同じ。）が所有する現金等の合計額として市町村が認めた額が、千万円以下（当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者がいない場合にあつては、五百万円以下）であること。

ロ 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が所有する現金等の合計額が千万円（当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者がいない場合にあつては、五百万円）を超える場合に、当該現金等の合計額から障害者非

第十一条の二

(略)

課税信託等を控除して得た額として市町村が認められた額が、千円以下（当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者がいない場合にあつては、五百万円以下）であること。

二 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が、その扶養義務者がその居住の用に供する家屋又は土地以外に令附則第十一条第二項の規定を適用することが社会通念上適切でないと認められる資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。

(令附則第十三条の二に規定する厚生労働省令で定める要件)

第十一条の二 令附則第十三条の二に規定する厚生労働省令で定める要件は、附則第六条各号のいずれにも該当していることとする。

第十一条の三

(略)

改正案	現行
<p>附則（抄） 第五十一条の五 削除</p>	<p>附則（抄） 第五十一条の五 令第五十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。 一 次のいずれかに該当していること。 イ 当該加齢児が所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。）及び郵便貯金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。）（以下この条において「現金等」と総称する。）の合計額として都道府県が認めた額が、五百万円以下であること。 ロ 当該加齢児が所有する現金等の合計額が五百万円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十各号に規定する財産その他これに準ずるものとして都道府県が認めたもの（次項において「障害者非課税信託等」という。）を控除して得た額として都道府県が認めた額が、五百万円以下であること。 二 当該加齢児が、その扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。）がその居住の用に供する家屋又は土地以外に令第五十条の六第一項の規定を適用することが社会通念上適切でないと認められる資産を所有していないことにつき、都道府県が認定したこと。 ② 令第五十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、</p>

（傍線部分は改正部分）

次の各号のいずれにも該当していることとする。

一 次のいずれかに該当していること。

イ 当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者（当該世帯（令第五十条の二の二加齢児にあつては、その配偶者に限る。）の生計を主として維持する者に限る。以下この項において同じ。）が所有する現金等の合計額として都道府県が認めた額が、千万円以下（当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者がいない場合にあつては、五百万円以下）であること。

ロ 当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が所有する現金等の合計額が千万円（当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者がいない場合にあつては、五百万円）を超える場合に、当該現金等の合計額から障害者非課税信託等を控除して得た額として都道府県が認めた額が、千万円以下（当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者がいない場合にあつては、五百万円以下）であること。

二 当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、その扶養義務者がその居住の用に供する家屋又は土地以外に令第五十条の六第二項の規定を適用することが社会通念上適切でない認められる資産を所有していないことにつき、都道府県が認定したこと。

第五十一条の六の二 令第五十条の六第二項の規定により読み替えて適用する令第二十七条の二第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して定める額は、次の表の第一欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる同項の規定中同表の第三欄に掲げる額を、同表の第四欄に掲げる額と読み替えて適用する額とする。

第五十一条の六の二 令第五十条の六第二項の規定により読み替えて適用する令第二十七条の二第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して定める額は、次の表の第一欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる同項の規定中同表の第三欄に掲げる額を、同表の第四欄に掲げる額と読み替えて適用する額とする。

② (略)

一 指定知的障害児施設等に通う者（次号に掲げる者を除く。）	第一号	三万七千二百円	四千六百円
	第二号	二万四千六百円	千五百円
	第三号	一万五千円	千五百円
二 指定知的障害児施設等に通う者（加齢児に限る。）	第一号	三万七千二百円	九千三百円
	第二号	二万四千六百円	千五百円
	第三号	一万五千円	千五百円
三 指定知的障害児施設等に入所する者（指定知的障害児施設等に通う者を除き、二十歳未満の者に限る。）	第一号	三万七千二百円	九千三百円
	第二号	二万四千六百円	六千円
	第三号	一万五千円	三千五百円

② (略)

一 指定知的障害児施設等に通う者（次号に掲げる者を除く。）	第一号	三万七千二百円	四千六百円
	第二号	二万四千六百円	千五百円
	第三号	一万五千円	千五百円
二 指定知的障害児施設に通う者（加齢児に限る。）	第一号	三万七千二百円	九千三百円
	第二号	二万四千六百円	千五百円
	第三号	一万五千円	千五百円
三 指定知的障害児施設等に入所する者（指定知的障害児施設等に通う者を除き、二十歳未満の者に限る。）	第一号	三万七千二百円	九千三百円
	第二号	二万四千六百円	六千円
	第三号	一万五千円	三千五百円

○郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百十二号） 新旧対照表
 （附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三条 削除</p> <p>（消費生活協同組合財務処理規則等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）は、第七条及び第九条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（児童福祉法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。以下同じ。）は、第四条及び第四十一条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、預貯金等とみなす。</p> <p>一 児童福祉法施行規則第五十一条の五第一項第一号イ</p> <p>二 障害者自立支援法施行規則附則第六条第一項第一号イ</p> <p>（消費生活協同組合財務処理規則等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 旧郵便貯金は、第七条及び第九条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p> <p>一・二 （略）</p>

○障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第二百二十五号）
 新旧対照表
 （附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>この省令は、平成二十年七月一日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。</p> <p>（資産要件に関する経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間、障害者自立支援法施行規則附則第六条第二項の適用については、同項第一号イ中「当該世帯（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の生計を主として維持する者」とあるのは、「当該世帯の生計を主として維持する者」とすることができる。</p> <p>（資産要件に関する経過措置）</p> <p>第三条 この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間、児童福祉法施行規則第五十一条の五第二項の適用については、同項第一号イ中「当該世帯（令第五十条の二の二加齢児にあつては、その配偶者に限る。）の生計を主として維持する者」とあるのは、「当該世帯の生計を主として維持する者」とすることができる。</p>